

下水の水質改善にご協力ください

▼油を流さないで

油分は下水道管に固着し、詰まりの原因になります。毎年、市内で家庭から排出された油により、下水道管が詰まる事例が発生します。

各家庭で動植物油を使用した場合、使用後の油は固めて「燃やせるごみ」として処分するなど、十分注意して、下水の水質改善にご協力ください。

また、飲食店などで、油の回収器を使用している場合は、定期的に、点検・清掃をするようにお願いします。

▼悪質業者にご注意ください

最近、市内において宅地内排水設備の点検・清掃が義務付けられているような言い方で、清掃などを請け負う業者が見受けられます。市では、各家庭の排水設備の点検・清掃は個人の責任において行っていると思いますが、義務付けてはいませんので、ご注意ください。

また排水設備の詰まりなどがあった場合は、下水道課へご相談ください。

問合せ 下水道課
☎(47)3340
FAX(48)0120



これは、ひどいわ!!
清掃しときますねえ。

公共下水道の普及に ご協力ください

早期 接続を

市の公共下水道は、8月末日現在で272・3ヘクタールの区域で利用できます。この面積は市街化区域面積524ヘクタールの約52%であり、今後も生活環境改善のため下水道工事を実施します。

公共下水道の整備、接続への促進にみなさんのご理解・ご協力をお願いします。

公共下水道は、みなさんにご利用いただいて初めてその機能と効力を発揮でき

雨水の流入にご注意を

雨水は、公共下水道(汚水管)に流せません。雨水が大量に流入すると汚水が逆流し、トイレなどが使用できなくなりま。市内の汚水マスのふたは絶対にあけないようにしてください。

問合せ 下水道課☎(47)3340・FAX(48)0120

10月1日は

「浄化槽の日」

「浄化槽の日」は、浄化槽および浄化槽に関する制度の普及を通じて、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るとともに、身近な水環境の保護を目的に定められたものです。

昭和60年10月1日に施行された浄化槽法により、浄化槽が十分に機能するように、つぎのような維持管理が義務付けられています。

浄化槽の維持管理

浄化槽の維持管理には、清掃・保守点検・法定検査の3つがあります。

▼清掃

清掃は、浄化槽内に生じた汚泥などを引き抜き、付属装置や機械類を洗浄したり、清掃する作業です。

汚泥がたまりすぎると浄化槽は機能を損ない、浄化されずに汚水が外に流れ出たり、悪臭の原因になったりします。そのような事態にならないよう、浄化槽の清掃は年1回以上の実施が

義務付けられています。清掃は、市の許可を受けた業者に委託してください。

▼保守点検

保守点検は、浄化槽の点検をし、装置や機械の調整・修理、汚泥の清掃時期の判定、消毒剤の補充などを行います。4か月に1回以上行うことが義務付けられています。点検は、知事の登録を受けた専門業者に委託してください。

▼法定検査

法定検査は、保守点検や清掃とは別に行う浄化槽の機能診断です。使用開始後、3か月を経過した日から5か月以内に検査し、その後は、毎年1回の定期検査を行います。

清掃・保守点検・法定検査を行い、よりよい地域環境づくりのため、一人ひとりが適正な維持管理を心がけましょう。

※法定検査の実施は、埼玉県が指定しているつぎの機関に依頼してください。

○(社)埼玉県環境検査研究協会

☎048(649)5151

問合せ 環境課☎(48)03

31・FAX(48)2226

クリーン幸手市民運動



とき 10月26日(日)午前8時～9時※雨天決行

環境に対する意識は高まりつつありますが、道路や公園などでは依然、空きカン・空きビン・ペットボトルなど、ゴミの散乱が見受けられます。

そこで、自分たちの住む地域を自分たちの手できれいにし、豊かな自然環境を守るため、市内全域で各地区ごとに一斉清掃活動を行います。

「きれいで住みよいまちづくり」を目指して、多くの皆さんのご参加、ご協力をお願いします。

資源物処理施設見学会



分別収集された「その他プラ」と「ペットボトル」の処理施設見学会を行います。ぜひご参加ください。

とき 10月29日(水)午前9時～午後5時

※ウェルス幸手駐車場集合(午前9時)

ところ ①「その他プラ」選別処理施設……(株)ウィズ ウェイストジャパン栃木工場(栃木県下野市下坪山1709)

②ペットボトル再生処理施設……ジャパンテック (株)本社・宇都宮工場(栃木県鹿沼市深程990番30)

参加費 無料

※昼食の用意はありませんが、昼食時には「道の駅にのみや」で休憩をとる予定です。

定員 30人(定員になりしだい締め切ります。)

申込み 10月6日(月)～24日(金)(土日祝日を除く。)までに環境課に電話でお申し込みください。

環境だより

問合せ 環境課 ☎(48)0331

FAX(48)2226

健康・環境カレンダー広告募集

健康・環境カレンダーに広告を載せてみませんか？

掲載位置	市長が指定した位置 (カレンダー部分各月最下段+裏表紙最下段)
掲載枠数	14枠(カレンダー下部12か月分+裏表紙2枠)
規格	縦2.5cm×横10cm(1枠当り)
刷色	単色(黒)
部数	26,000部(ただし、初期配布数20,000部)
掲載料金	20,000円(1枠当り)
申込期限	10月31日(金)

有料広告掲載申込書に、掲載しようとする広告案を添えて環境課までお申し込みください。申込書は環境課で配布しています。市ホームページからもダウンロードできます。

同一枠に複数の応募があったときは、抽選になります。また、掲載基準にあわない場合は、掲載できないときもあります。詳しいことは、市ホームページをご覧ください。

▶ <http://www.city.satte.lg.jp/> ⇒各課案内⇒環境課⇒健康・環境カレンダー広告募集

事業系一般廃棄物

削減キャンペーン

埼玉県では、一般廃棄物総発生量の25%を占め、年々増加傾向にある事業系一般廃棄物の削減を目的に、10月1日(水)から31日(金)までの期間、「事業系一般廃棄物削減キャンペーン」を実施します。事業者のみなさんのご協力をお願いします。

▼そして「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」を区別した契約を！
事業系一般廃棄物は、汚れた紙くず、厨房の生ごみ、従業員が出した弁当くずなど(産業廃棄物以外の廃棄物)です。産業廃棄物とは区別して処理しましょう。

▼まずは、廃棄物の減量を！
作業工程を再確認して、廃棄物の減量化に取り組みましょう。安易に廃棄物として処分していませんか？原料として売却できる物があるかもしれません。

▼つぎにリサイクルの徹底を！
オフィスペーパーや金属くずなどは、分別すればリサイクルができます。
適正にリサイクルされているか自分の目で確認していますか？リサイクルを頼んだつもりでも、焼却ごみとして搬入されているケースもあります。

問合せ 環境課 ☎(48)0331・FAX(48)2226

ごみの減量
リサイクル
区分けの徹底を！！

